

## 三重県中小企業・小規模企業振興条例改正に向けた有識者会議設置要綱

### (目的)

第1条 三重県中小企業・小規模企業振興条例の改正を検討するにあたり、専門的な見地から意見を聴取するため、三重県中小企業・小規模企業振興条例改正に向けた有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 三重県中小企業・小規模企業振興条例の改正に関する事項
- (2) 中小企業・小規模企業の振興に関する事項
- (3) その他、会議の目的を達成するために必要な事項

### (委員)

第3条 会議は、雇用経済部長が選任する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 会議の委員の任期は、就任の日から令和9年9月30日までとする。

3 会議の委員の再任は妨げない。

### (座長)

第4条 会議には座長を置き、雇用経済部長が選任する。

2 座長は、会議を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、雇用経済部長が招集する。

2 会議は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 出席者は、WEB会議システムを利用して会議に出席することができる。

### (報償費等)

第6条 県は、会議の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

2 県は、会議の委員以外の者が、会議に出席した場合は、報償費及び旅費を支給することができる。

### (事務局)

第7条 会議の事務局は、三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に設置する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和8年8月6日から施行する。